

令和7年度第2回公契約審議会 議事概要

開催概要

日 時: 令和7年11月10日(月) 午後3時から

場 所: 台東区役所 10階 1003会議室

出 席 者: 【委 員】 学識経験者 ①(早稲田大学法学学術院准教授) ※会長

学識経験者 ②(東京都社会保険労務士会) ※職務代理者

労働者団体代表③(全建総連東京都連台東地区協議会東京土建一般労働組合台東支部)

労働者団体代表④(連合東京東部ブロック地域協議会台東地区協議会)

事業者団体代表⑤(台東建設防災協力会)

事業者団体代表⑥(台東土木防災協力会)

【事務局】 総務部長、経理課長、経理課職員3名

会議の公開: 公開(傍聴可)

傍聴者: 4名

次 第: 1 開会

2 議題

- ・台東区における主な取り組みについて
- ・委託及び協定の労働報酬下限額について

3 その他 事務局からの連絡事項

4 閉会

議事内容

1. 開会・挨拶

総務部長より挨拶があり、昨今の物価高騰や人材不足が各業界に深刻な影響を及ぼしていることに触れ、賃金額の引き上げは社会的関心が高く、国の政策における重要なテーマとなっていること、また、人事院及び特別区人事委員会の勧告においても、若年層に重点を置いた大幅な賃金改正がなされていることについても言及された。こうした事情にも考慮いただき、本日は委託と指定管理協定の労働報酬下限額について、区内における各方面でご活躍をされている委員の皆様からのご意見を賜り、台東区にふさわしい適正な労働報酬下限額のご審議をお願いする旨が述べられた。

2. 台東区における主な取り組み

事務局より、前回第1回審議会以降に実施した公契約条例に関する取り組みについて、3点報告された。

① 公契約条例における指名停止措置の明記

- 公契約条例に違反した事業者に対する指名停止措置を区の指名停止基準に明記したことを報告
- 新しい基準は令和7年8月5日から適用されている

② 特定労働者向けホームページの改善

- 委託及び工事に関する労働報酬下限額を特定労働者向けホームページに明記し、工事においては職種別の労働報酬下限額を示すリンクを新たに設けたことを報告。

③ 労働環境確認報告書への項目追加

- 令和 8 年度から、労働環境確認報告書におけるその他欄に、「労働者に対して台東区公契約条例周知カードの配布を行っている」とのチェック項目を新たに追加したことを報告

3. 委託及び協定の労働報酬下限額の審議

前回第 1 回審議会から今回の審議まで、複数の重要なデータが正式に発表されている。

(1) 発表されたデータ追加

- 地域別最低賃金の改定

令和 7 年 9 月 3 日に東京都産業労働局から発表。昨年度の 1,163 円から 63 円引き上げられ、1,226 円に改定。上昇率は、5.41%。効力発生日は令和 7 年 10 月 3 日。

- 会計年度任用職員給与の改定(予定)

令和 7 年 10 月 14 日に特別区人事委員会から「令和 7 年職員の給与等に関する報告及び勧告」が出された。すべての号級で引き上げが行われ、特に若年層に重点を置いた大幅な賃金改正がなされている。

(2) 労働報酬下限額の算定案

事務局から 3 つの異なる算定案が提示され、それぞれの根拠と利点が説明された。

① 会計年度任用職員給与及び地域別最低賃金に基づく算定

台東区の行政職給料表から換算した令和 7 年度時間給に、東京都最低賃金上昇率を補正係数として適用する方式。

この方式は、公的機関の公式なデータに基づく最も客観的なアプローチであり、事務局による推奨案。

② 厚生労働省職業安定業務統計に基づく算定

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給賞与等の額を使用。本区の施行規則にて定める対象業種の近似のものを設定できることが利点。

全国平均にハローワーク上野の地域指数を乗じ、賞与指数を除することで算定。

③ ハローワーク上野統計に基づく算定

ハローワーク上野が毎月公表している「職種別有効求人求職状況・求人賃金状況」を使用。前述の統計に比べてサンプル数は少ないが、台東区の地域性・賃金相場を反映できることが利点。

(ア) 求職者希望賃金による算定:

令和 7 年 4 月から 9 月までの平均値に、東京都最低賃金上昇率を乗じて算出

(イ) 求人賃金による算定:

同期間の平均値に、東京都最低賃金上昇率を乗じて算出

(3) 審議と決定

労働者団体代表④

- 事務局案①は、来年度の金額として根拠が堅実で妥当性が高いと評価

- 第1回審議会で、労働者団体代表④が提示した上昇率を上回る率となっており、納得できる数字である
- ただし、次回以降の審議会での検討事項として、業種別による賃金設定について提案。特に、業種ごとのばらつきが出てくる可能性があり、介護職などの一部職種では、平均を大きく上回る賃金設定が必要である。千代田区など、業種別設定を行っている特別区の事例も参考とすべきとの提案がなされた。

会長

- 委託の労働報酬下限額は事務局案で仮決定
- 本年度が全国的にも大幅な賃金改定が進んだ年であり、物価上昇率を1%上回る賃金上昇を目指すという政府全体の政策方針を踏まえた判断であることが述べられた
- 次年度以降も、国の動向や地域の実情を踏まえた柔軟な審議が必要であることが強調された

4. その他連絡事項

- ① 新年交歓会について
- ② 第3回公契約審議会について

5. その他の意見・提案

労働者団体代表③

- 公契約条例ができて、実質今年度が初年度ともいえる状況にあり、台東区としても周知していく部分が当然必要である。
- 特に建設業では、現場で働く労働者が公契約条例の単価を割っていないかどうかをわかりづらく感じており、周知がどの程度進んでいるのかを把握することが重要であるとの指摘

事務局

- この条例をいかに周知して浸透していくかというご意見を以前からいただいたおり、その点をしっかりと見据えた上で周知啓発し、その方法を今後引き続き検討する旨回答